

議案説明資料

【目次】

- ・ **議案第56号**
八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について・・・p.1
- ・ **議案第58号**
八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について・・・p.4
- ・ **議案第60号**
八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について・・・p.5

令和5年12月
(令和5年12月5日提出)

件 名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） ・特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号） ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
施 行 日	公布の日（一部の規定は、令和 6 年 4 月 1 日等。その他遡及適用あり。）

① 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料月額の改正

民間給与との較差（0.96%）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定。

※平均改定率：全体 1.1%

（1 級 5.2%、2 級 2.8%、3 級 1.0%、4 級 0.4%、5 級以上 0.3%）

《行政職》

◇ 【初任給】

大卒程度 11,000 円引上げ （185,200 円 → 196,200 円）

高卒程度 12,000 円引上げ （154,600 円 → 166,600 円）

◇ 【行政職給料表】

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	暫定再任用職員
1,800 円～ 12,000 円 引き上げ	1,000 円～ 9,500 円 引き上げ	1,000 円～ 6,500 円 引き上げ	1,000 円～ 5,600 円 引き上げ	1,000 円～ 4,700 円 引き上げ	1,100 円～ 3,900 円 引き上げ	1,300 円～ 2,600 円 引き上げ	1,000 円～ 1,200 円 引き上げ
該当職員 45 人	該当職員 38 人	該当職員 51 人	該当職員 119 人	該当職員 52 人	該当職員 17 人	該当職員 3 人	該当職員 16 人

・その他の給料表（医一～三等）についても行政職給料表との均衡を基本に改定

※令和 5 年 4 月 1 日より改定

○ 令和 5 年人事院勧告に伴う一般職員の期末勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引上げ

※期末勤勉手当 4.40 月分 → 4.50 月分

令和 6 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

		6 月期	12 月期	計	
令和 5 年度	期末手当	1. 20 月	1. 25 月 (現行 1. 20 月)	2. 45 月 (現行 2. 40 月)	4. 50 月 (現行 4. 40 月)
	勤勉手当	1. 00 月	1. 05 月 (現行 1. 00 月)	2. 05 月 (現行 2. 00 月)	
令和 6 年度	期末手当	1. 225 月	1. 225 月	2. 45 月	4. 50 月
	勤勉手当	1. 025 月	1. 025 月	2. 05 月	

※令和 5 年 12 月期より改定

- 令和 5 年人事院勧告に伴う暫定再任用職員の期末勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0. 025 月分引上げ

※期末勤勉手当 2. 30 月分→2. 35 月分

令和 6 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

		6 月期	12 月期	計	
令和 5 年度	期末手当	0. 675 月	0. 700 月 (現行 0. 675 月)	1. 375 月 (現行 1. 35 月)	2. 35 月 (現行 2. 30 月)
	勤勉手当	0. 475 月	0. 500 月 (現行 0. 475 月)	0. 975 月 (現行 0. 95 月)	
令和 6 年度	期末手当	0. 6875 月	0. 6875 月	1. 375 月	2. 35 月
	勤勉手当	0. 4875 月	0. 4875 月	0. 975 月	

※令和 5 年 12 月期より改定

- ② 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
 ③ 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- 期末手当の改正

年間支給月数を 0. 10 月引上げ (3. 30 月→3. 40 月)

令和 6 年度からは支給割合を平準化

	6 月期	12 月期	計
令和 5 年度	1. 65 月	1. 75 月 (現行 1. 65 月)	3. 40 月 (現行 3. 30 月)
令和 6 年度	1. 70 月	1. 70 月	3. 40 月

※令和 5 年 12 月期より改定

④ 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改正

年間支払月数を 0.10 月引上げ (3.30 月→3.40 月)

	6 月期	12 月期	計
令和 5 年度	1.65 月	1.65 月	3.30 月
令和 6 年度	1.70 月	1.70 月	3.40 月

○ 給料月額改正

1～4 号給について、4,000 円～6,000 円引上げ

※令和 6 年 4 月 1 日より改定 (現在、該当する職員なし)

⑤ 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改正

年間支払月数を 0.05 月引上げ (2.45 月→2.50 月)

令和 6 年度から勤勉手当の対象 (予定) となるため、支給割合は未定

	6 月期	12 月期	計
令和 5 年度	1.225 月	1.275 月 (現行 1.225 月)	2.50 月 (現行 2.45 月)
令和 6 年度	未定	未定	未定

※令和 5 年 12 月期より改定

○ 給料月額改正

◇ 【行政職給料表】

1 級		2 級	
1,800 円～12,000 円引き上げ		1,000 円～9,500 円引き上げ	
フルタイム 94 人	パートタイム 193 人	フルタイム 2 人	パートタイム 0 人

- ・その他の給料表 (医二・三等) についても行政職給料表との均衡を基本に改定。
- ・会計年度任用職員については、各給料表の 1 級及び 2 級のみ適用。
- ・任期が 3 ヶ月以内または週の勤務時間が 15 時間半未満の職員 (123 人) は、令和 6 年 1 月 1 日より改定。それ以外の会計年度任用職員 (上記表のフルタイム・パートタイム会計年度任用職員) は、令和 5 年 4 月 1 日より改定。

議案 第 5 8 号 関係

件 名	八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 税務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 31 号) ・ 同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和 5 年政令第 243 号) ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) ・ 地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)
施 行 日	令和 6 年 1 月 1 日

1 改正の概要

条例	対応する法令	改正の概要
第 23 条第 3 項 【国民健康保険税の減額】	法令 703 条の 5 令 56 の 89	○法規定の新設にあわせて新設 ※産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定。
第 24 条の 3 【出産被保険者に係る届出】	則 24 の 30 の 5	○法規定の新設にあわせて新設 ※産前産後期間の減額に係る届出について規定。

2 改正の内容

子育て世帯の経済的負担軽減・次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組みとして国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割及び均等割を免除する。

(1) 改正の対象者

出産^{*1}する被保険者

※1. 「出産」とは、妊娠 85 日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となる。

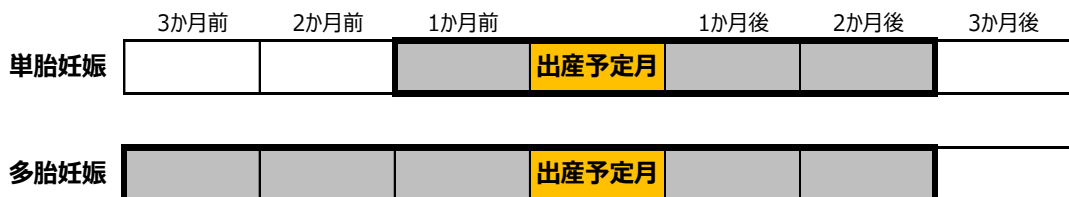
(2) 対象となる期間

当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（単胎妊娠の場合：4 ヶ月間、多胎妊娠の場合：6 ヶ月間）の国民健康保険税所得割と均等割を公費により免除する。

※従来の低所得者の応益分軽減が適用されている場合、軽減後の均等割を免除対象月分減額する。

※例えば、7 割軽減世帯の場合、残りの 3 割について、免除対象月分の均等割を減額する。

免除対象期間 [色のついた部分が免除期間]



※届出が出産後の場合「出産月」

(3) 財源

国・地方の負担割合 : 国 1/2、県 1/4、市 1/4

件名	八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 市民課
根拠法令等	・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)
施行日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日

【当市におけるコンビニ交付の概要】

・取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、課税・所得証明書

・開始時期（予定）

令和6年3月8日（金）

・利用日時

12月29日から1月3日までを除く毎日、午前6時30分から午後11時まで

・利用店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等

全国約56,000店舗、市内9店舗（キオスク端末（マルチコピー機）設置店舗に限る）

印鑑登録証明書の交付方法（太字・下線は変更部分）

申請者	方法		必要なもの
本人 (A)	①	窓口交付 (市民課、保内庁舎管理課、出張所、川名津郵便局)	・印鑑登録証(A) ・ <u>またはマイナンバーカード(A)</u> ・手数料
	②	<u>コンビニ交付</u>	・ <u>マイナンバーカード(A)</u> ・ <u>または電子証明書搭載のスマートフォン(A)</u> ・ <u>暗証番号(4桁)</u> ・ <u>手数料</u>
代理人 (B)	③	窓口交付 (市民課、保内庁舎管理課、出張所) ※川名津郵便局では代理人による印鑑登録証明書の発行はできません	・印鑑登録証(A) ・手数料 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">委任状は不要</div>